

資料編

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

〔1〕ドーハ開発アジェンダにおける交渉枠組みの検討

1. 交渉の立ち上げから2004年7月枠組合意までの動向

2001年11月にカタル・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言された。ドーハ開発アジェンダは、WTOの前身であるGATT（ガット）時代から数えると通算9回目のラウンドであり、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、アンチ・ダンピングの他、1996年の第2回シンガポールWTO閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年7月の枠組合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた。）、環境や途上国問題といった新たな時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容となっている。

加盟国は2002年初頭より交渉を開始し、2003年9月のカンクン閣僚会議において、ラウンド合意に向けた土台となる主要事項につき合意することを目指したが、多くの分野について加盟国間、とりわけ先進国と途上国との間の対立を解消することができず、決裂した。その後、軌道に戻す取組みが模索され、10月のAPEC閣僚会合及び非公式首脳会合では、ラウンドの成功裡の終結に向けて努力することを閣

僚及び首脳レベルで確認し、個々の論点について立場の違いはあるが、カンクンで採択されなかった閣僚宣言案を基礎として議論を積み上げるべきことで一致した。

2004年初頭より、ゼーリック米通商代表（当時）やラミー欧州委員（当時）による各国への働きかけなどを通じ、2004年をラウンドにとって「失われた年」としてはならず、交渉を軌道に戻すべく年央までに交渉の枠組みについて合意を目指すべきとの雰囲気が醸成されていった。2月に開催された一般理事会では、我が国の大島大使が一般理事会議長に選ばれたほか各交渉会合等の議長が新たに選出され、農業、NAMA、サービス、ルール（アンチ・ダンピング等）などの交渉グループの会合が順次再開された。また、OECD閣僚理事会（5月）、WTO非公式閣僚会合やAPEC貿易大臣会合（6月）、G8サミット（7月）においても、交渉の主要分野における7月末までの枠組みの合意に向けた政治的意志が改めて確認された。

2. 2004年7月枠組合意から2005年12月香港閣僚会議までの動き

2004年7月31日の一般理事会において、ドーハ開発アジェンダの交渉の枠組みが合意された（通称：枠組合意）。非農産品の市場アクセ

スについての交渉の枠組みが合意されたほか、貿易円滑化の交渉を開始することが決定した。また、サービス、ルール、開発等の分野の今後の交渉の方向性が示され、今後の包括的ラウンドの重要な基礎が作られ、カンクン閣僚会議以来、脱線状態にあったラウンドが再び軌道に乗ることとなった。

7月の一般理事会の結果を受けて、2004年末から2005年初頭にかけては、各交渉会合（NAMA、農業、ルール、サービス、貿易円滑化等）で技術的作業が進展した。2005年1月には、スイス・ダボスで開催された世界経済フォーラム年次総会（通称：ダボス会議）の際に、スイス主催でWTO非公式閣僚会合が開催された。同会議では、2006年中に交渉を終結させるべきであり、NAMA、農業、サービス、開発、貿易円滑化を含むルールの主要5分野について、2005年12月の香港閣僚会議に向けて、夏休み前までに「モダリティ（詳細な取り決め）たたき台」を发出すべきとの認識が共有された。

ダボスでの議論は、同年2月にジュネーブでの高級事務レベル会合や貿易交渉委員会等を通じて、ほぼ全加盟国の共通認識となった。また、3月にケニア・モンバサで行われたWTOミニ閣僚会合（ケニア・モンバサ）では、夏前の「モダリティたたき台」の作成及び香港閣僚会議に向けての段取りが一定程度明らかになった。

同年4月には、ドーハ開発アジェンダの進展、特にNAMA分野の進展に貢献する観点から、中川経済産業大臣（当時）が、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、千葉県幕張でNAMA非公式閣僚会合を主催した。関税削減方式（フォーミュラ）に関し、新たな開発と成長の機会につながる現実の市場アクセス改善を実現するため、途上国への配慮を考慮しながら、野心の水準を高くすることが必要であり、各国

とも交渉に積極的に貢献する必要があること等につき認識が共有された。

5月から7月にかけてOECD閣僚理事会・WTO非公式閣僚会合（5月）、APEC貿易大臣会合（6月）、中国主催非公式閣僚会合（大連）（7月）が開催され、我が国を含む20～30の主要国の閣僚が集まり、交渉の前進を図るべく交渉が重ねられた。我が国は、これらの閣僚会合の機会を使って、東アジア諸国の閣僚等を集め、4月のNAMA閣僚会合のフォローアップ会合を開催し、6月のAPEC貿易大臣会合において野心の高い関税削減方式（スイス・フォーミュラ）支持への合意形成に大きく貢献した。

しかしながら、農業、NAMAなど主要分野においてWTO加盟国間の立場に収斂がみられなかったため、7月末の一般理事会では当初目標としていた「モダリティたたき台」は作成されず、各交渉分野の現状報告が行われるとともに、スパチャイ事務局長から交渉全体の状況報告がなされ、12月の香港閣僚会議に向けて各国の結束が呼びかけられるに止まった。

その後夏休みを挟んで、9月1日にスパチャイ事務局長からラミー新事務局長（前欧州委員）に交替し、交渉が再開・本格化した。

交渉再開後、主要国閣僚レベルで調整が行われる最初の機会として、10月初頭にチューリヒで米国主催非公式閣僚会合が開催された。同会合では、焦点の一つとなっていた農業交渉において、米国がこれまでの立場から一歩踏み込んだ国内支持についての新たな提案を提出した。これに呼応する形でEU、G20、G10から提案が一通り出され、膠着状態にあった農業交渉に進展がみられた。11月中旬にはAPEC閣僚会合が開催され、各国閣僚が香港閣僚会議の成功のために最大限努力を払っていくことで認識が一致した。

こうした動きの中、少数国による交渉も活発化した。11月初頭に、WTO交渉主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルの4か国が構成するG4グループに我が国が初めて加わる形でインド主催少数国閣僚会合がロンドンで開催された（我が国からは、二階経済産業大臣及び中川農林水産大臣（いずれも当時）が出席）。同会合では、農業、NAMA、サービス等の主要交渉分野のそれぞれにつき集中的な議論が行われるとともに分野横断的な観点から全体的な野心の水準についても議論された。これを機に、我が国は主要少数国の一員として交渉に深く関与していくことになった（11月後半以降は、G4に加え、我が国と豪州が参加した形（=G6）での少数国閣僚会合が開催されるようになった）。

一方、各分野の交渉会合においては、10月後半から11月後半にかけて、香港閣僚宣言案、交渉の現状報告案等につき具体的な議論を行い、各交渉議長は閣僚宣言案の素材となる交渉の状況報告をラミー事務局長に提出した。11月26日には、各交渉議長から提出された報告を合体した形の香港閣僚宣言草案がラミー事務局長より発出された。その後、主に、農業、NAMA及び開発について各国による文言調整が行われ、一部に空欄を残した形で12月2日の一般理事会で承認され、香港閣僚会議に提出された。

3. 第6回閣僚会議（香港閣僚会議）から06年7月の交渉中断・再開へ

2005年12月13日から18日まで、香港にて、第6回閣僚会議が開催され、18日に閣僚宣言を採択し閉幕した。我が国からは、二階経済産業大臣、中川農林水産大臣、麻生外務大臣他（いずれも当時）が出席した。

最大の成果は、ドーハ・アジェンダの成功へ向けた確実な土台が築けたこと、特に途上国に

対する開発支援策（「開発パッケージ」）に合意し、交渉の進展に大きく弾みをつけたことが挙げられる。

具体的な交渉分野については、①非農産品（NAMA）においてスイス・フォーミュラに合意、②サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、③ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、④開発においてLDC産品に対する原則無税無枠化に合意、といった前進が見られた。

なお、開発に関しては、閣僚会議直前に小泉総理大臣（当時）自らが、我が国の途上国への開発支援策である「開発イニシアティブ」を発表し、ラウンドへの貢献に対する強い決意を世界に対し発信し、多くの途上国から評価の声が寄せられた。

香港閣僚宣言では、2006年4月末がNAMA及び農業のモダリティ確立期限、7月末が譲許表案提出の期限とされていた。2006年1月末のダボス会議の際に非公式閣僚会合では、年内妥結に向けての強い決意が表明されるとし、期限どおりに成果を出すべく、全分野にわたって積極的に取り組むことで一致した。また、同会合に先駆けて、G6閣僚会合が開催され、メンバーが密接に連携して交渉を進めていくことで意見が一致した。

4月までの期限に向け閣僚会合・二国間協議が続けられてきたが、農業の市場アクセス、農業の国内支持（農業補助金）、NAMAの3分野における主要国のスタンスが攻めと守りで交差するいわゆる「三角形」の膠着状態に陥り、4月末の期限を守ることができなかった。5月にパリで行われたOECDの閣僚理事会や6月にベトナムのホーチミンで行われたAPEC貿易担当大臣会合でも、農業及び非農産品市場アクセス（NAMA）のモダリティを6月末までに合意するために取り組む旨が確認された。この

流れを受けて、6月29日から7月1日までジュネーブで開催された非公式閣僚会合では、農業とNAMAのモダリティ確立を目指して交渉が行われた。我が国からは、二階経済産業大臣（当時）と中川農林水産大臣（当時）が参加し、G6諸国を中心として合意を模索したが、各国の立場の乖離が縮まることはなく、モダリティ合意を果たすことはできなかった。

7月に入り、膠着状態を打開するため、ラミー事務局長の主要国訪問による調整、G8首脳による「1か月以内の農業とNAMAのモダリティ確立を目指す」旨の政治的意思の表明（サンクトペテルブルク・サミット）、G6閣僚によるジュネーブでの緊急会合といった努力が続けられ、7月23日よりG6閣僚会合を集中的に開催することが決定された。23日の同会合においては、約14時間に及ぶ議論が行われたものの、各国の立場の違いが埋まるには至らなかった。現状では議論の進展は見込めないとの判断から、ラミー事務局長は24日の非公式貿易交渉委員会においてラウンド交渉を中断する旨発表し、年内の交渉妥結は困難と表明した。我が国をはじめとする各国とも遺憾の意を表明しながらも、事務局長の提案を了承した。

交渉中断後、夏から秋にかけて各国・地域において交渉再開にむけての働きかけが行われた。

8月の日中韓アセアン経済大臣会合においては、二階経済産業大臣（当時）より、遅くとも11月中旬からの交渉再開を目指し2007年の早期に農業・NAMAのモダリティを確立することを内容とする「交渉再開にむけた5つの行動」を提案し、各国より支持を得た。9月のG20閣僚会合（9-10日）、ASEM首脳会合（10-11日）ケアンズ閣僚会合（20-22日）でも、首脳・閣僚レベルで交渉の早期再開を目指す取組が続けられた。この間、我が国の経済団体による主要国へのミッションの派遣などに代表され

るよう、民間からも交渉再開を求める声が上がった。

06年11月にベトナムで開催されたAPEC閣僚・首脳会合で、再開に向けた大きな一歩が踏み出された。ラミー事務局長も参加した閣僚会合では、各国から交渉再開を求める声が相次ぎ、APEC首脳による独立の宣言文が発出されることになった。ラミー事務局長はジュネーブに戻り、事務レベルでの作業の再開を宣言した。閣僚レベルでの本格的な再開ではないものの、ジュネーブでの事務レベルでの交渉を開始するものであり、それまで停滞していた各交渉議長を中心とする作業が開始された。

2007年に入り、米・EU首脳会談を皮切りに、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けた首脳・閣僚レベルのコミットメントが相次いで示された。我が国も安倍総理大臣（当時）の欧州訪問の際、ブレア英国首相、バローゾ欧州委員会委員長との間で、WTOの早期妥結に向け相互に連携していくことを確認した。甘利経済産業大臣や松岡農林水産大臣（当時）も訪米・訪欧や電話会談等を通じ、主要国の担当閣僚との議論を活発に実施した。

1月27日スイス・ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、ラウンド交渉を元に戻す必要性、ジュネーブでのフル・スケールの活動を早期に再開する必要性、全ての交渉分野を含む包括的なアプローチを取る必要性、透明性あるマルチのプロセスの必要性、ドーハ・ラウンド交渉の開発側面の重要性等について各国の認識が一致し、1月31日にジュネーブにおいて開催された非公式貿易交渉委員会を経て、交渉が本格的に開始されることとなった。

4. 2007年以降の動き～G4決裂・改訂議長テキスト発出へ

2008年の米大統領選開始を控え、各国は

2007年中の交渉妥結が重要であるとの認識を持ち、また2007年6月末で米国において政府に通商交渉の包括的な権限を与える貿易交渉権限（TPA：Trade Promotion Authority）が失効することから、夏前のブレイクスルーに向けて各国が交渉進展のための努力を行った。

1月末の交渉再開直後しばらくは、主要国の二国間協議を中心に議論が進展した。特にG4（米、EU、伯、印）/G6（G4+日、豪）の各国の間で、SOMレベル、閣僚レベルで二国間協議が集中的に行われ、我が国も二国間協議のプロセスを積み重ねた。4月には、前年7月の交渉中断以来9か月ぶりとなるG6閣僚会合がインド・ニューデリーで開催され、年内妥結に向けた強い決意を表明したコミニケが発表された。それまで、交渉期限を設定することに対する根強い慎重論があったが、年内妥結という目標をG6で公に合意した意味は大きく、その後のマルチの動きの本格化を後押しする事となった。この間、4月末の日米首脳会談、米EUサミット等を通じ首脳レベルでもラウンドの成功へのコミットメントが示された。

この頃から、夏休み前の大きな進展を目指し、二国間プロセス、G4/G6といった少数国間プロセスとジュネーブでのマルチのプロセスの3つが並行して活発に動いた。二国間、少数国間では、5月中旬にパリで開催されたOECD閣僚理事会の機会を利用し、同地にて4月のニューデリーの会合に引き続き、G6閣僚会合が我が国主催で開催された。同時並行で行われていた、ジュネーブでのマルチの動きとしては、4月末、5月上旬にファルコナー農業議長のペーパーが2回にわたって発出され交渉会合の活性化をもたらした他、6月の非公式貿易交渉委員会にてラミー事務局長は農業及びNAMAのテキストは6月後半に同時に発出し、7月後半に閣僚ベースの交渉を行い、農業・NAMAのモ

ダリティ合意を目指す旨を表明。夏休み前の進展に向けた議論の加速化を促した。

6月初旬にはG8サミットが開催され、各国首脳より交渉の早期妥結に向けて積極的なコミットメントが示された。G4/G6等の主要国は、主要国間の意見の収斂に向けた努力を続けながら、その成果を反映させる形で、夏休み前のNAMA、農業のモダリティ合意を目指したが、6月後半にドイツ・ポツダムで開催されたG4閣僚会合が意見の収斂を見ずに決裂したため（これに伴いG6閣僚会合も中止）、各国はジュネーブにおいてラミー事務局長、各交渉議長の下でのマルチのプロセスを進めていくこととなり、ラミー事務局長の指示で、農業・NAMAの議長テキストが発出されることになった。こうした状況の中、7月初旬に豪州ケアンズで開催されたAPEC貿易担当大臣会合では、交渉の年内妥結を改めて確認する旨の特別声明が採択された。

前述のAPECをはじめ、各国のマルチのプロセスへの支持を受け、7月17日、ファルコナー農業交渉議長、ステファンソンNAMA交渉議長により、農業、NAMAのモダリティに関する議長テキストが発出された。交渉の大詰め段階に向けて議論の最終的な着地点を探るための土台として提示されたもので、議長テキストの個別の論点については、我が国も含めた各国にとってその時点で同意できるものではなかったが、文書をたたき台としつつ、マルチの場で議論を積極的に行っていくことが肝要との認識が多くの関係国に共有され、テキストそのものを拒絶するような強い否定的反応は見られなかった。テキスト発出後に行われたジュネーブでの農業交渉会合、NAMA交渉会合でも、両議長テキストは、概ね9月以降の交渉のたたき台となることが確認された。

夏休み明けの9月初めにシドニーで開催され

たAPEC首脳会議では、年内に交渉が最終局面に入ることを確保するとの声明が発出された。同時期にジュネーブでは、農業を皮切りに交渉グループごとの交渉が再開された。農業では、技術的な議論が集中的に行われ、他方、主要項目の数字については政治的な議論に委ねる方向に向かっていた。NAMAでは、10月9日の一般理事会にてNAMA11（注：途上国の非農産品の大幅な削減要求に反発する途上国グループ。ブラジル、南ア等がメンバー）が中心となって途上国の立場を改めて強調するペーパーを配布するなど、「南北対立」の様相もみられた。しかし、10月半ばのIBSA（印伯南ア）サミット（於：プレトリア）では、農業・NAMA議長テキストを議論の良いベースと評価し、年内のモダリティ合意を諦めないとする共同文書が発出されるなど、途上国からも前向きな動きが見られた。11月半ばにジュネーブで開催されたG20（主要途上国グループ（印、ブラジル、南ア等の21か国）等の途上国による閣僚会合でも、声明で、農業交渉における先進国の責任や主要交渉分野におけるS&D（途上国向けの特別かつ異なる待遇）の重要性を強調するとともに、ラウンドの成功は手の届くところにあり、できるだけ短期間のうちに成果を確立することが目的である旨が表明された。このように先進国、途上国から年内妥結に向けた雰囲気醸成されていったが、年内にモダリティ合意をすることはできなかった。しかし、年末の一般理事会において、ラミーWTO事務局長は、2008年の早い時期に農業・NAMAのモダリティに合意することができれば2008年末までに交渉を妥結することができると前向きな発言を行った。

2008年に入り、1月26日にはスイス・ダボスにおいて、ロイタード・スイス経済大臣の主催でWTO非公式閣僚会合が前年同様開催され

た。同会合において、主要国の政治情勢を勘案し、交渉の年内妥結を目指すこと、そのため農業・NAMAの改訂議長テキスト発出後、SOM・大使級会合を経てイースター（3月23日）前後に閣僚会合でモダリティ合意とその他の分野での進展を図ることを目指して取り組むことが確認された。これを受け、ラミー事務局長が、1月末の非公式貿易交渉委員会において、「年内妥結の必要性」、「2月4日の週に包括的な改訂テキストを発出後、農業・NAMAの水平的なプロセスを行い、その後農業・NAMAのモダリティ合意を目指す、また、交渉全体の妥結の前に譲許表作成作業で6～8か月が必要というスケジュール感」を示した。

その後、2月8日、農業・NAMA両交渉議長により、農業及びNAMAのモダリティに関する改訂議長テキストがそれぞれ発出された。両議長は昨夏の議長テキスト発出後の議論を反映しつつテキストの改訂作業を行ったが、主要な数字については7月時点のテキストと同じ幅のある案が基本的には維持され、今後の議論に決着が委ねられた形となった。改訂議長テキスト発出を受け、交渉グループ別に議論が行われているところであるが、今後、農業・NAMA等を一緒に扱う水平的なプロセスが行われ、イースター頃のモダリティ合意のための閣僚会合の開催を経て、交渉の年内妥結を実現できるかが大きな焦点となる。

（本原稿は3月31日時点の情報をもとに作成しています）

〔2〕各交渉分野における議論の進捗状況

I. 非農産品市場アクセス

1. 議論の背景

農産品以外の全ての品目（鉱工業品及び林水産物）を含む非農産品の貿易は、世界貿易の約9割を占めており、市場アクセスの改善は世界経済活性化の鍵である。累次ラウンドを通じて、先進国の関税は全体として低水準となっているが、なお一部の品目において高関税が残存し、また途上国の中には全体として高関税の国も少なくない。

こうした状況を踏まえ、2001年11月のドーハ閣僚宣言では、一般に新しい貿易の創造による開発のための市場アクセスの改善の役割が強調され、特に非農産品市場アクセスの分野では、関税・非関税障壁の削減または撤廃について交渉を行うことについて合意した。

その後、2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議は決裂に終わり、非農産品市場アクセス交渉も暫く停滞したが、2004年7月の一般理事会で採択された「枠組み合意」において、カンクン閣僚会議の際に議論された閣僚宣言案（「デルバス・テキスト」）を基本とした枠組みにより交渉を行うことに合意し、交渉は再び動き始めた。

2005年1月末にスイスのダボスで開催された非公式閣僚会合において、同年12月の香港閣僚会議におけるモダリティ合意と同夏までの「モダリティたたき台」の作成という交渉の進め方が話し合われ、また、関税引下げ方式（フォーミュラ）に関する新たな提案が示されたことを契機に、フォーミュラの具体的なあり方についての議論が本格化した。同年4月に我が国が幕張で開催したNAMA東アジア閣僚会合、

6月に韓国で開催されたAPEC貿易担当大臣会合、7月上旬に大連で開催された非公式閣僚会合等を通じて、スイス・フォーミュラ（後述）支持が大勢となっていたが、新興市場の関税引下げに高い関心を有する先進国と、開発事情への特別な配慮を求める途上国の間の立場の違い、また農業交渉の難航等により、12月までのモダリティ合意は実現せず、香港閣僚会議では、2006年4月末にモダリティ確立とする新たなスケジュールが設定された。

2. 現在の概況

2006年に入り、フォーミュラによる関税削減効果に関するシミュレーション結果を参照しつつ、モダリティの中核的な要素（フォーミュラ係数、途上国向けの柔軟性、非譲許品目に関するかさ上げ幅）について、交渉会合等で議論されたが、先進国と途上国の立場の違いは収斂に向かうことなく、2006年4月末までのモダリティ確立には至らなかった。

同年6月、NAMA交渉会合議長は、2004年の「枠組み合意」及び香港閣僚宣言において既に合意された事項に、交渉の現状を反映して可能な範囲で一部文言を付け加えて作成したモダリティ・テキスト案に、議長のコメントを付した報告書を発出した。6月末の閣僚会合及び7月下旬のG6閣僚会合では、農業とNAMAのモダリティ合意に向けて議論されたが、農業交渉における各国の立場の隔たりのため議論が膠着し、ラミー事務局長は、交渉の中断を宣言した。

しかしその後、ラウンドの早期再開の機運は徐々に高まり、11月の貿易交渉委員会において、ラミー事務局長は、2007年末までに交渉を終結することを目指して、各交渉議長の下で

の事務的作業を進めるべきとの考え方を表明。

2007年に入って、交渉は本格的に再開し、NAMA交渉会合においても技術的な論点から議論を再開し、6月までに一通り議論がなされて論点の整理は進んだものの、具体的な関税削減効果を決める数字については収斂に至らなかった。7月にはNAMA交渉会合議長から、これまでの交渉経緯に鑑み、議長として考えるNAMA交渉のモダリティ案をまとめたテキストが発出された。

これに対し、NAMA交渉において強硬な立場を取る途上国グループ等は、10月9日に開催された一般理事会において、議長テキストに対する批判的な立場を主張、これに続いてフォーミュラによる関税削減に対する柔軟性拡大を求める一連の提案が途上国から提出された。他方で、NAMA交渉に対してより高い成果を求める途上国は、7月の議長テキストはNAMA交渉のマנדートを反映していることを強調し、7月の議長テキストで示されているフォーミュラの途上国係数の幅への支持と柔軟性の拡大への反対を主張する共同文書を提出した。

更に、先進国は、真の市場アクセスの重要性を強調し、7月議長テキストの係数で十分に途上国に配慮がなされ、柔軟性の幅も途上国の要求に応えたものであることを主張する共同文書を提出した。

2008年に入って開催された交渉会合では、改訂議長テキスト発出に向けて全ての論点が議論されるとともに、二国間・複数国間でも非公式な協議が精力的に行われた。2月の一般理事会において、ラミー事務局長は、年内の交渉妥結のため、イースター前後を目処にモダリティを確立すべきとの考えを表明。NAMA交渉議長は2月8日、2007年7月以降の交渉の現状を反映した議長テキストの改訂版を発出した。年内の交渉妥結に向けた早期のモダリティ確立

を目指し、改訂議長テキストをベースに議論が継続されている。

モダリティの中核をなす主要要素の交渉概況は以下のとおり。

(1) 関税引下げ方式（フォーミュラ）

フォーミュラとは、個別品目ごとに適用される関税引下げ方式であり、NAMA交渉全体の成果の水準に直結することから、交渉の最大論点となっている。「枠組合意」において、高い関税率ほど引下げ幅の大きい方式（非直線形）を採用することに合意していたが、具体的には大きく分けて、各国共通の方式（係数）を志向する「スイス・フォーミュラ」と、各国ごとに現行平均譲許税率を基準として方式（係数）を定める「ABIフォーミュラ」の二つが対立してきた。後者は、現行譲許税率の高い一部途上国（ブラジル、インド等）が強く主張してきたが、後者では現行の各国間の関税水準格差が改善されないことから支持は広がらず、香港閣僚会議において、複数の係数を持つスイス・フォーミュラを採用することが合意された。

2006年に入り、先進国向け・途上国向けの2係数の水準、途上国向けの柔軟性の幅及び非譲許品目のかさ上げ幅について、一定の作業仮説の下、実際のデータを用いて関税削減効果についてのシミュレーションも試みられた。

しかし、実際の貿易拡大による開発の成果を生む観点から実行税率の削減効果を評価すべきとする先進国と、これに反発し「関税削減における相互主義の削減」とは譲許税率の削減率の平均が先進国において途上国よりも大きい係数とすべきとする途上国との間の立場の違いは解消されていない。

(2) 途上国向けの柔軟性

枠組合意において、途上国については一定の限度内で、フォーミュラ適用による関税引下げの軽減または免除が認められている。途上国は

この関税引下げにおける柔軟性の確保・拡大を主張する一方、先進国は、この柔軟性が適用されると、高関税品目が温存されるおそれがあるとしてこれを必要以上無制限に認めるべきではないと主張し、先進国と途上国の主たる対立点となっている。

(3) 非譲許品目の扱い

非譲許品目は、関税引下げの困難な品目であることが多いことから、各国の間で議論が対立してきたが、2005年6月のAPEC閣僚宣言を受け、原則として全ての品目の譲許、フォーミュラ適用による関税引下げ、低関税率の品目への配慮という三つの原則について、一部の国を除き、広範な共通理解が得られた。同年12月の香港閣僚会議では、非譲許の低関税品目に配慮するための方式として、基準年（2001年）の実行税率に一定のかさ上げをした上でフォーミュラを適用する「非線形かさ上げ方式」の採用について合意した。これを受けて、具体的なかさ上げの幅について交渉が行われている。

(4) その他

産業分野を特定してフォーミュラ適用による関税引下げを超える関税撤廃・調和を行おうとする分野別アプローチや、関税以外の市場アクセスの阻害要因である非関税障壁についても、関心国主導で議論が進められている。

我が国は、電気電子及び自動車・自動車関連部品の分野別関税撤廃の議論を主導するとともに、非関税障壁については、輸出規制の透明性強化にかかる提案を行っている。

標に向けた改革を継続するため、2000年3月に開始された。その後、2001年11月のドーハ閣僚宣言において、農業交渉も他の分野と同様にドーハ・ラウンドのシングル・アンダーテイキング（一括受託）の一部をなすものとして位置づけられたが、交渉のモダリティの確定期限とされた2003年3月までには合意が得られず、また、同年9月にメキシコ・カンクンで開催された閣僚会議もシンガポール・イシューを中心に先進国、途上国間の立場の違いが埋まらず、農業交渉を含め何ら具体的な合意のないまま閉会した。交渉は2004年3月から農業委員会特別会合が再開され、精力的な交渉が行われた結果、同年7月の一般理事会において枠組合意が成立した。2004年10月から、追加的な政治的意思決定を必要としない技術的問題を中心とした議論が行われたが、議論は収斂せず、2005年7月末のモダリティ（詳細な取極め）のたたき台の提示や、同年11月中旬までに提示することとなっていたモダリティ案の作成は見送られた。同年12月13日から18日に香港で行われた第6回閣僚会議では、ラミー事務局長及び一般理事会議長から閣僚会議に送付された閣僚宣言案について少しでも内容の「上積み」を図る努力をすべき、との観点から、活発な議論が行われ、結局、輸出補助金の撤廃期限について、輸出国側が主張する2010年ではなく2013年とすること、また、輸出競争分野の並行的なモダリティが確立してはじめてこの撤廃期限が確定するとの条件をつけることが合意された。

最終的に採択された香港閣僚宣言のうち、農業関連部分の概要は以下のとおりである。

①市場アクセス

- ・関税削減について、適切な境界値について合意が必要であることを認識しつつ、4階層を採用。

II. 農業

1. 議論の背景

現在行われているWTO農業交渉は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、「助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する」という長期目

- ・関連する全ての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要性を認識。
- ・途上国は、タリフラインの適切な数をSP（特別品目）として指定する柔軟性を有する。
- ・途上国は、輸入数量及び価格のトリガーに基づくSSM（特別セーフガード措置）を用いる権利を有する。

②国内支持

- ・総合AMS（総合的計量手段）及び貿易歪曲的支持全体の削減について、3階層に分け、高階層ほど大きく定率削減。いずれの場合も、支持水準が最も高い加盟国（EU）が最上位階層、2、3番目に高い加盟国（我が国、米国）が中位階層、他の加盟国が最下位階層に入る。低い階層に属し相対的な総合AMSの高い先進国は総合AMS削減の追加的努力を行う。
- ・貿易歪曲的支持全体の削減は、総合AMSの最終譲許水準、デミニミス、青の政策の削減の合計の方が小さくても行われる必要。
- ・AMS約束を有していない途上国は、デミニミス及び貿易歪曲的国内支持全体の削減を免除。
- ・緑の政策の基準は、貿易歪曲性が最小以下の途上国の政策が緑の政策に含まれることが確保されるよう、再検討。

③輸出競争

- ・2013年までの、全ての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つすべての輸出措置に対する規律の確保に合意。実質的な部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で、漸進的かつ並行的に達成。
- ・輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月30日までにモダリ

ティの一部として完成。

- ・モダリティの完成があつて、はじめて、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日が、漸進性及びパラレリズムの内容とともに確定。

④交渉スケジュール

- ・モダリティを遅くとも2006年4月30日までに確立し、これらのモダリティに基づき、包括的な譲許表案を遅くとも2006年7月31日までに提出。

2. 現在の概況

香港閣僚宣言を踏まえ、2006年初めから、モダリティ合意等に向けて精力的に交渉が行われたが、各国の意見の収斂が見られなかったため、4月末のモダリティ合意には至らなかった。

その後、G8サンクトペテルブルク・サミットでの要請を受け、2006年7月下旬のG6閣僚会合において集中的な議論が実施したが、米国の補助金削減、EUやG10の農業の市場開放、開発途上国の非農産品・サービスの市場開放等から主要国をはじめとする各国の意見の隔たりが縮まらず、ラミー事務局長の判断により、農業分野を含む全ての交渉が一時中断された。2006年9月以降、G20やケアンズグループが閣僚会合を開催をする等、農業分野においても閣僚レベルで交渉再開に向けた動きが示された。同年11月には、APEC首脳会合に参加し、首脳レベルでのコミットに確信を得たラミー事務局長が各交渉議長に対し、それぞれの事情に応じた協議を進めるよう促し、農業分野でもファルコナー農業交渉議長が非公式農業少数国会合（ファイヤーサイドチャット）等を開催し、精力的に技術的議論を行った。

2007年1月末ダボス会議を経て交渉が本格的に再開し、G6等の少数国プロセスとジュネーブにおけるマルチの交渉会合において、EU

が関税削減率について、米国が国内支持の削減について譲歩の姿勢を見せる等、収斂の方向性が見え始めた。しかし、少数国プロセスは同年6月に、米国の農業国内支持の削減やNAMAにおける途上国の扱い等の論点をめぐり決裂し、交渉議長の下でマルチのプロセスが進むこととなった。その後、7月にNAMAと共に議長テキストが発出され、農業テキストについては、途上国を含め、各論では異論はあるものの、今後の交渉の議論のベースとして受け入れ可能であるという意見の下、マルチの場で議論を積極的に行っていくこととなった。議長テキストに基づき、ジュネーブにて夏休み後の9月以降各論点に基づいた集中的な交渉が行われた。これらの議論の結果を踏まえて、2008年2月に改訂議長テキストが、前年7月同様NAMAと同時に発出された。

改訂議長テキスト発出以降、議長を中心にモダリティ合意に向けて更なる交渉が行われている。我が国としては「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立と、途上国への貢献を目指して、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しながら、引き続き、食料輸入国としての我が国の主張ができる限り反映されるよう、戦略的かつ前向きに対応していく。

III. サービス交渉

1. 議論の背景

サービスの自由化交渉（特定約束交渉）は、農業と同様に、ウルグアイ・ラウンド最終合意において次のラウンド開始を待たずに交渉を開始することが決められたアジェンダ（いわゆる「ビルト・イン・アジェンダ」）として、2000年初めから開始された（サービス貿易協定（GATS）（以下「サービス協定」）19条）。

その後、2001年11月のドーハ閣僚宣言において、サービス交渉の交渉期限が他の交渉項目と同様に2005年1月1日と設定されたことにより、サービス交渉も他の交渉項目とともに包括ラウンドの中でシングル・アンダーテイキング（一括受託）の対象として扱われることとなった。また、同閣僚宣言において、2002年6月末までに最初の貿易障壁撤廃要求（初期リクエスト）を、2003年3月末までに撤廃要求への最初の回答（初期オファー）を各国が提出することとされた。

我が国は、全加盟国に対して初期リクエストを提出し、またウルグアイ・ラウンド以降に自主的に自由化した分野を初期オファーに含めた。その他、包括的な交渉提案や、海運交渉の促進を提唱する共同提案、人の移動、最恵国待遇（MFN）免除、エネルギー及び教育それぞれに関する交渉提案を追加的に提出、更に、サービス貿易に係る分野横断的なルールについては、国内規制規律（サービス協定6条4項）に関する日本提案を提出する等、積極的に交渉に臨んできた。しかしながら、2003年3月末に初期オファーの提出期限が到来したにも拘らず、提出国は先進国を中心とした一部の国に止まったこと、更に同年9月にカンクンで行われた第5回閣僚会議の交渉が事実上決裂し、当初2005年1月1日までとされた交渉期限は事実上延期になったことにより、サービス交渉は停滞気味となった。

その後、2004年7月末の「枠組合意」において、2005年5月までに初期オファーを改善した「改訂オファー」を提出することが合意され、それに向けて各サービス貿易分野において交渉の進展の重要性を強調するステートメントが出されるなど、交渉再活性化に向けた動きが見られた。しかし、提出期限を過ぎても改訂オファーの提出数が伸びなかったことから、従来

のリクエスト・オファー方式では十分な自由化が達成できないとして同方式を補完するアプローチの必要性が加盟国の間で認識され、その具体的な方法として、量的目標設定、質的目標設定、及び、分野・モード別複数国間（プルリ）交渉の導入が議論されるようになった。

2005年12月の香港閣僚宣言では、①質的目標として各モードについての努力目標の設定、②交渉形式として分野・モード別のプルリ交渉の導入、③交渉日程として2006年2月末までに（又はそれ以降可能な限り早急に）関心国の共同リクエスト、7月末までに各国の第二次改訂オファー、10月末までに各国の最終オファーを提出すること、が決まった。

交渉がなかなか進展しない背景の一つとして、サービス交渉自体に対する姿勢に先進国と途上国との間で一般的に大きな違いが存在することが指摘されている。すなわち、一般的に金融や電気通信等の主要サービス分野で競争力のあるサービス産業を有する先進国は本交渉に積極的であるのに対し、サービス産業が未発達な途上国側には、先進国主導でサービス貿易の自由化交渉が進められることに強い懸念があると考えられている。その違いはサービス貿易の4形態についての先進国と途上国の関心の違いにも現れており、先進国が最も関心を有しているのは、相手国に商業拠点を設置しての貿易（＝モード3）である一方で、途上国にとっては人の移動（＝モード4）が最大の関心事項となっている。

2. 現在の概況

香港閣僚宣言を受けて、21分野の共同リクエストが現在までに出揃い（2007年に提出された観光分野を含む）、我が国は、15分野（コンピュータ関連、金融、電気通信、海運、建設、流通等）でリクエスト国、残り6分野（人の移

動、越境取引等）で被リクエスト国として、全分野の交渉に積極的に参加している。

2006年7月のEU主催の非公式サービス閣僚会合では、サービス分野の重要性が閣僚レベルで改めて確認されるとともに、香港閣僚宣言にて同月末が提出期限とされた第二次改訂オファーの内容について、各国がそれぞれ検討中のオファー内容を紹介するなど、極めて前向きな雰囲気となった。ただし、オファーの質やタイミングを農業分野の進展と関連づける途上国もあり、実際に期限前後に主要国のオファーが出揃うかどうかは明らかではない状況であった。そのような状況の中、7月下旬の農業・NAMAに係る閣僚会合の結果を受けて、ラミー事務局長はラウンド交渉全体を中断することを宣言し、サービス分野における7月末の第二次改訂オファー提出期限も無効となった。

その後、2006年11月の非公式貿易交渉委員会における、ラミー事務局長の各交渉グループ議長の下での実務レベルの交渉再開宣言を受け、サービス分野においても、今後の進め方や第二次改訂オファーにおける自由化内容について協議が再開された。2007年1月、4月、9月、11月と断続的に交渉会合が開催され、次期改訂オファー提出期限の再設定や新たなオファーの指針の作成等について議論が交わされた。2008年2月には、デ・マテオ・サービス交渉議長が、農業・NAMAのモダリティ合意時にサービス分野で合意されるべきテキストの案を実質的に含む、「議長報告書」を加盟国に提示。同報告書は実質的に3部構成となっており、①3か国（ボリビア、キューバ、ベネズエラ）がテキストの合意に反対している事実、②加盟国の見解が収斂しつつある要素（サービス交渉の重要性、次期オファー・最終約束表の提出、途上国配慮等）、③加盟国間で見解に大きな相違が残る要素（先進国が主張する現行規制水準

を反映した約束、途上国が主張する途上国関心分野での市場アクセスの付与等)が記載されている。③に掲げられた意見の対立する点については、議長は「引き続き議論が必要」としており、同報告書に基づいた議論が行われている。

なお、国内規制規律の作成については、2005年12月の香港閣僚宣言では、今次ラウンドの終結までに国内規制規律を“develop”することとされ、これを受けて、国内規制作業部会議長は本格的な交渉の開始に向けてベースとなる作業ペーパーを2006年7月及び2007年4月に加盟国に配布。2008年1月には再改訂ペーパーが提示され、規律作成に向けた議論が進んでいる。

IV. ルール分野

< i) アンチ・ダンピング >

1. 議論の背景

現行の1994年関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(アンチ・ダンピング(AD)協定)は1994年に終結したウルグアイ・ラウンド交渉において改正された。しかし、AD発動件数、発動国とも増大する中で、現行ルールの解釈や適用方法等に大きな差異が生じており、これがもとで安易な措置の濫用が見られるようになってきている。AD措置の濫用は、ラウンド交渉による市場アクセスの改善の効果を無にするものであり、とりわけ、途上国からの輸入品をAD措置の対象とすることにより、途上国の経済発展を阻害していることも大きな問題である。最近では、途上国同士でAD措置を発動し合うという傾向も見られる。

このような問題意識から、我が国は、自由貿易体制を維持し世界経済の発展を促進するためには、AD措置の濫用防止に向けたAD規律の強化を行うことが必要であると考え、我が国と

同様の考えを持つ多くの国々とともに、新ラウンドにおけるAD協定改正のための交渉の実現を求めてきた。しかし、国内に鉄鋼産業などがあり、AD措置の発動が政治的に重要な事項となっている米国は、規律強化に強く反対し、その結果、議論は2001年11月のドーハ閣僚会議にまでもつれ込むこととなった。米国対AD交渉賛成国の構図が鮮明な中、ルール分野のファシリテーターである南アフリカ・アーウィン議長を交えた協議及び当事国間同士の協議を重ねた結果、AD交渉に強硬に反対する米国の立場に配慮するべく若干の調整を行ったうえで、最終的には、ドーハ閣僚会議の閣僚宣言に明示的にAD交渉を行うことを盛り込むという形となった。

ドーハ閣僚会議以降、貿易交渉委員会の下に設けられたルール交渉グループ会合(AD、補助金・相殺関税措置、地域貿易協定の交渉を所掌)では、2002年3月の初回会合以来これまでに39回(2008年3月末現在)の交渉会合が開催されている。我が国を含む後述の「ADフレンズ」は、AD協定の改正・明確化を行うべき論点を提示するとともに、改正内容を明示した詳細提案を順次提出するなど交渉をリードしている。2005年4月からは、全体会合に加え、交渉を加速する一手段として、ヴァイエス議長(ウルグアイ大使)のイニシアティブにより、10数か国程度の少数国会合が開催されてきた。2005年9月会合からは個別項目ごとに「議長の友(ファシリテーター)」が指名され、2006年3月会合からは議長自らが議題設定を行い、ファシリテーターがメモを作成するなど、議論の更なる進展が図られてきている。

2005年の香港閣僚会合では、他の交渉分野の議論の進展を踏まえつつ、議長に包括的な条文案(改定テキスト)を提示する権限を付与することを確認。閣僚宣言は、附属書Dにおい

て、①交渉の進展状況の報告、②今後の交渉の範囲と目的、③今後の段取りについて言及があり、必要な要素が盛り込まれ、各国の様々な利害をバランスさせた内容となっている。

2. 現在の概況

2006年6月に行われたルール交渉会合では、主要項目（サンセット・レビュー等）に関する議論が一通り終了し、議長よりラウンド全体に関する条件が整うことを前提に夏休み前に議長テキストを发出する旨の発言があったものの、その後7月末のG6閣僚会合で各国の立場の違いが埋まるに至らず、ラミー事務局長がラウンド交渉全体を中断することを宣言した。交渉中断を踏まえ、ヴァイエス議長より貿易交渉委員会に提出された報告書の概要は、以下のとおり。

- ・各国の協力のおかげで、ルール分野以外での条件が整っていれば議長テキストを发出することができたし、その用意もあったが、条件が整わなかったのは極めて残念。
- ・今後の進展はルール分野以外でのDDA交渉の進展にかかっている。
- ・ルール交渉グループとしては、然るべき時機に議論を再開する準備ができている。

2006年秋以降、AD分野では質問状のフォーマット等に関する極めて技術的な議論を行うとともに、相対的に議論が遅れていた補助金及び漁業補助金に関する議論が進められた。その後、2007年6月及び7月には、米国がゼロイングの容認を求める声明及び提案を提出し、エジプトを除き、交渉に参加する大多数の加盟国から反対の意見が述べられた。それ以降の交渉会合では、米国からゼロイングの禁止により制度上影響が生じ得る問題が提起され、EU、豪州、NZ、アルゼンチン等からは慎重な意見が述べられた。

交渉での議論を経て、2007年11月末にルー

ル議長テキストが公表された。AD分野については、AD措置の失効（サンセット）など方向性が評価されるものもあるが、これらの点についても依然一層の規律の強化が必要であるのみならず、交渉会合において大多数の国が禁止を主張してきたゼロイングの容認が入るなど、全体としてバランスを逸しており、強く懸念をせざるを得ない内容となっている。

その後の交渉において、2007年12月には、我が国は、ブラジル、中国、インド等の20か国と共同で、ルール議長テキストにおいてゼロイングが容認され、テキストがバランスを失していることに対する強い懸念を表明する共同声明を发出した。また、2008年1月の交渉会合においても、12月の共同声明と同様に20か国が共同提案国としてゼロイングを全面的に禁止する代替案を提示した。更に、現在、我が国は、モダリティ合意に向けた閣僚レベルでの議論が開始される前に、大多数の加盟国がゼロイングの禁止を支持している交渉の状況を反映させた「改訂ルール議長テキスト」が发出されることを強く求めている。

本交渉に関する主要国の立場は、以下のとおりである。

①ADフレンズ（我が国、ブラジル、チリ、韓国、ノルウェー、スイス、コロンビア、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、タイ、トルコ、台湾の計15か国・地域）

AD措置の濫用防止のためにADの規律強化・明確化を目的とする国々。専ら自国の輸出産業がAD措置のターゲットとなっている輸出国側の立場が強い国（香港、ノルウェー等）から、自らもAD措置発動を増加させつつある穏健なAD発動国（ブラジル等）まで幅広く含む。

2005年2月には、AD規律強化に向けたラウ

ンド交渉で焦点を当てるべき6つの広範な目標として、AD措置の行き過ぎた影響の軽減、AD措置が「恒久化」することの防止、適正手続きの強化及び透明性の確保、調査当局及び対象企業のコスト削減、不当な調査の早い段階での防止、ダンピング及び損害に係る実質的な規律の強化及び明確化を提示している。

我が国は、ADフレンズの中心メンバーとしてAD交渉に積極的に参加している。2005年12月には香港閣僚会議に合わせ、二階経済産業大臣（当時）主催でADフレンズ閣僚級会合を開催し、ルール分野の閣僚宣言案の評価と取扱、AD交渉の進め方等について意見交換をし、引き続き各国で連携していくことを確認した。

なお、議長テキスト発出後の2007年12月には、ADフレンズが中心となり、インド、中国等20か国でゼロイング禁止を求める共同声明を発出した。また、2008年1月の交渉会合においても、同じく20か国でゼロイングの全面的禁止のテキスト提案を提出するなど、ADフレンズのみならず主張を同じくする国との連携を強めている。

②米国

WTOにおけるAD関連の紛争処理案件（直近では紛争全体の約5割）のうち、半数近くが米国のADを問題視したもの（バード修正条項、サンセット、ゼロイング等）。米国政府は、議会や産業界（鉄鋼等）にADの発動を求める強い意見があることを踏まえ、発動当局の裁量を最大限維持することを重視しており、ADの規律強化には消極的。ただし、迂回防止措置等の一部の論点や、途上国の新規ADユーザーの濫用を防止するための手続の透明性の向上には前向きである。また、米国のゼロイング使用が協定違反であると判断し、現行協定下でのゼロイングそのものを協定違反とする上級委員会の決

定を激しく批判しており、交渉会合においてはゼロイング容認を協定に盛り込むよう、強く求めている。

③EU

ADルールの規律強化に基本的には賛成の立場であるが、対途上国を中心にAD措置を積極的に活用していることから、米国と我が国等ADフレンズの中間的な立場に位置している。交渉の中身において、我が国とは論点に応じて是々非々で連携しており、2003年7月には、日・EUで「AD手続における調査コスト削減に関する提案」を共同提出した実績もある。

④インド

インドはAD措置の濫用防止を目指した提案を行っており、その内容は、ADフレンズの主張と重なる部分もある。その一方で、WTO加盟国第1位の発動大国であり、措置の透明性が欠けるとして各国から批判もある。2006年3月のルール交渉会合では、レッサー・デューテイー・ルール（AD税率を必要最小限度に抑える）の義務化をブラジル・香港とともに共同提案した。途上国への配慮（S&D）についても主張している。

⑤中国

中国は、米国等のAD措置の標的となっており、世界最大のAD被発動国であるため、AD規律の強化には前向きだが、その一方で、自らもAD措置の発動を増加させている。

< ii) 補助金・相殺関税 >

1. 議論の背景

2001年11月のドーハ閣僚宣言により補助金及び相殺措置に関する協定（補助金協定）の規律の明確化・改善のための交渉を行うこととな

った。また、その一環として漁業補助金についても議論することが明記されている（同宣言パラ28）。ルール交渉グループでは、2008年32月までに39回の交渉会合が開催された。

2005年12月の香港閣僚宣言では、附属書D（ルール交渉）において、ドーハ閣僚宣言による権限の範囲内のすべての分野で、AD協定及び補助金協定の改正という形で実質的な成果を得ることは、ルールに基づく多角的貿易体制の発展とドーハ開発アジェンダ交渉の全体としてのバランスを確保する上で重要であるとの認識が示された。更に、補助金及び相殺措置については、①交渉の進展状況の報告とともに、ルール交渉グループの権限内のすべての分野においてバランスのとれた成果を深める必要があることに留意すること、②適当な場合には、関連する範囲において、明確化及び改善の作業がAD措置と相殺措置の双方に適用されることが望ましいことに留意することが明記された。また、③今後の段取りについては、ルール交渉グループに対し、すでに提案された又は今後提案されるテキスト・ベースの詳細な提案に基づき交渉プロセスの強化と加速化を行うこと、また、交渉参加国による補助金協定の個別の提案を分析していくプロセスを可能な限り早く終えることが指示された。加えて、④議長に対し、ラウンドの終結時期との関連において、期限内の成果を確保するために十分に早いタイミングで、交渉の最終局面のベースとなる包括的な条文案（統合テキスト）を準備する権限が与えられた。

2. 現在の概況

2006年のルール交渉スケジュールにおいては、4月までに詳細な条文上の提案を提出、6月までにすべての提案に関する分析を終了させ、7月がルール交渉グループの議長による統合テキスト提出の目標期日とされていた。しか

し、7月に開催されたG6閣僚会合でドーハ・ラウンド交渉全体が中断に至ったことにより、統合テキストの発出はなされなかった。その後、交渉再開への機運を受け、補助金分野については技術的な議論を行うための非公式の交渉会合が12月に再開された。

その後、ADに比べ相対的に議論が遅れていた一般補助金分野及び漁業補助金分野の議論が進められ、2007年11月30日にはルール議長テキストが発出された。一般補助金分野では、補助金利益の算定方法に関する規定の追加等が盛り込まれるとともに、漁業補助金分野では、操業経費補助金等の禁止される補助金と、資源管理補助金等の禁止の例外となる補助金が列挙された。

本交渉に関する議論の状況及び主要国の立場は、以下のとおりである。

①補助金・相殺措置規律一般

一般補助金については、これまでのパネル・上級委員会の判断を踏まえた関連条文の改正や過去に失効した条文の復活といった提案がなされてきた。これまでになされた主な条文改正の提案は以下のとおりである。

米国は、「禁止補助金の拡大」に関し、2006年2月、財政状況が悪化した企業に対する出融資や、産業の再編、合理化を妨げる補助金、更には現在失効している第6条1項対象の補助金が新たに禁止補助金とする有力候補であるとの提案を行い、2007年6月には、2月の提案を踏まえた協定条文の改正提案を提出した。また、2006年5月には補助金利益の配分方法に関する提案を提出した。

EUは、2006年5月に、国内向け販売価格と輸出価格の二重価格制度や、コスト割れ融資等を禁止補助金に追加することを提案した。

カナダは、2006年5月に「著しい害」につ

いて第6条1項（1999年末で失効）の復活と規律の改善等を提案し、同年5月にはブラジルも同じく「著しい害」に関する提案を行った。カナダは、「特定性」についても、様々な要素を総合判断すべきとの提案を2006年5月に提出したほか、「補助金利益の移転」について、2004年6月から2回にわたり提案した。

豪州は、2005年4月から4回に渡り、WTO違反が確定した補助金の撤廃に関する規律を明確化する提案を行っており、「事実上の輸出補助金」の規律の明確化についても2004年10月から4回にわたり提案してきた（2005年11月にブラジルも提案）。

他に、輸出信用（ブラジル）、相殺関税規律の明確化（カナダ、EU、台湾、インド）等の条文提案が提出され、議論が行われてきた。

なお、途上国は開発目的のため特別かつ異なる待遇（S&D：Special and Differential Treatment）を要求しており、2006年5月にインド、エジプト、ケニア、パキスタンが、輸出補助金の例外措置の判断基準に関する提案を提出した。

我が国は、提案ペーパーは提出していないものの、各国の動向を注視しつつ交渉に参加している。また、AD措置の規律強化と同様に、ルールが類似している補助金相殺措置の濫用防止のための規律の強化、明確化には基本的に賛成との立場である。

②漁業補助金

我が国を含む多くの国が提案ペーパーを提出し、漁業補助金の規律の明確化・改善に向けて活発な議論が行われてきた。ニュージーランド、チリ、米国等（フィッシュ・フレンズ）は、漁業補助金が貿易歪曲性を生むだけでなく水産資源の悪化に拍車をかけているとして、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められ

た補助金のみを許容する方式をとるべきとの考えを有する。これに対し我が国、韓国、台湾及びEU等は、漁業補助金を原則禁止とする方式は、資源管理に貢献する補助金を禁止する恐れがあるだけでなく、「WTO補助金協定の原則に則って」漁業補助金の規律の明確化・改善を求めるドーハ宣言及び「過剰漁獲及び過剰漁獲能力につながる特定の補助金を禁ずる」香港閣僚宣言を超えるものであると反対しており、真に資源に悪影響を与える漁業補助金のみを禁止すべきとの立場であり、また、多くの途上国は、どのような形にせよ、途上国の漁業発展を妨げるような規律の強化をすべきでないとの立場である。議長テキストについては、このような様々な立場に基づく議論が行われている。

< iii) 地域貿易協定 >

1. 議論の背景

RTA（Regional Trade Agreement：地域貿易協定）は、WTO協定においてはMFN（Most-Favored-Nation Treatment：最恵国待遇）原則の例外として認められている。WTOの基本原則であるMFN原則の空洞化を防ぐため、その要件として、モノの貿易についてはGATT第24条において、地域貿易協定の締結により、関税及びその他の通商規則が締結以前よりも高度なもの又は制限的なものとならないこと（第5項）、並びに関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易（substantially all the trade）」について廃止すること（第8項）等を定めている。また、サービス貿易についてはサービス協定（GATS）第5条において、「相当な範囲の分野（substantial sectoral coverage）」を自由化の対象とすること（第1項a）等を求めている（第Ⅱ部第1章「最恵国待遇」及び第15章「地域統合」を参照のこと）。

上記の要件の具体的解釈については、

GATT時代から解決していない「システムック・イシュー」として、1996年に設立されたCRTA（地域貿易協定委員会）において議論されてきたが、各国の主張の対立から合意は得られなかった。2001年11月のWTOドーハ閣僚会議において、RTAの規律強化を交渉事項とする旨、宣言案文に入れるよう香港等が働きかけ、これに明確に反対する国もなかったことから、最終的に閣僚宣言で交渉事項として決定された。

ドーハ閣僚宣言では、「RTAに適用される既存のWTOルールに基づく規律及び手続の明確化及び改善に関する交渉」がうたわれ、具体的には、①実体的規律（GATT第24条、サービス協定第5条及び授権条項）の解釈の明確化及び②手続的規律（通報、CRTAにおける審査手続等）の改善が論点となっている。

2. 現在の概況

本件交渉は、WTOのルール交渉グループにおいて行われており、2002年5月の第1回会合以降、豪州、EU、中国、我が国等が論点ペーパーを提出している。これら各国提案等を通じて、これまでの会合では、実体的問題として、①GATT第24条第8項の「実質上のすべての貿易」の判断基準（タリフラインをベースとすべきとの主張、質的要素及び量的要素の双方をベースとした基準を設けるべきとの主張、量的アプローチをとるべきとの主張等種々の提案がなされている）、②GATT第24条と授権条項との関係等が論点として取り上げられている。

手続的規律については合意に至り、2006年12月14日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択された。ドーハ宣言パラ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（詳しくは、第Ⅱ部第15章「地域統合」参照）。なお、運用開始一年後

にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムとすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、2007年における見直しは見送られた。

我が国においては、2002年11月にシンガポールとの間で、自由貿易協定の要素を含む最初の経済連携協定が発効し、2005年4月にはメキシコとの間で、2006年7月にはマレーシアとの間で、2007年9月にはチリとの間で、同年11月にはタイとの間での経済連携協定が発効した。また現在インド、ベトナム、オーストラリア等と経済連携協定締結のための政府間交渉中であり、更に今後も、WTO体制を補完するものとして、積極的に各国と経済連携協定の締結を目指していくこととしている。したがって、我が国としては、我が国及び世界各国が結ぶRTAのWTO協定整合性を明確化する観点から、現在のラウンド交渉で行われているRTAの規律についての議論に対し、今後も積極的に取り組んでいくこととしている。

V. TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面）

< i> 地理的表示

1. 議論の背景

地理的表示とは、“シャンパン（ワイン）”・“ゴルゴンゾーラ（チーズ）”等のように、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示が、その生産地の地理的な要素に由来する商品の品質や評判を想起させるもので、TRIPS協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS協定第22条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第23条では、ぶどう酒（ワイン）と蒸留酒（スピリッツ）について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与

えることを想定している。これには、第22条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001年のドーハ閣僚宣言（パラグラフ18）において、(i) ワイン・スピリッツの地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき新ラウンドの枠内で交渉を行うこと（ビルトイン・アジェンダ）、(ii) 第23条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・スピリッツ以外の産品に拡大することにつき、2002年末までのTRIPS理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告すること、が合意され、以後も精力的な議論が行われた。

2005年12月の香港閣僚宣言では、(i) ワイン・スピリッツの地理的表示の多国間通報登録制度創設についてはドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく交渉を強化すること（パラグラフ29）、(ii) 追加的保護の対象産品をワイン・スピリッツ以外の産品に拡大することについては、協議プロセスを加速し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること（パラグラフ39）とされた。

2. 現在の概況

多数国間通報登録制度については、TRIPS理事会特別会合にて交渉が行われている。本件につき、我が国、米国、カナダ、豪州等は、過度な負担がかかる制度を創設すべきではなく、WTOに各国の地理的表示を通報・登録するデータベースを作成することで十分であり、WTOに登録されても、その地理的表示を保護するかどうかは、各国で別途判断が可能なスキームにするよう提案している。一方で、EU、スイス等は、データベースの作成だけでは、十分な地理的表示の保護は図れないとして、通

報・登録された地理的表示は、各国でも自動的に法的効果を有するようすべき、という提案をしている。このように加盟国間の間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

また、追加的保護の対象産品拡大については、WTO事務局次長主催の実施協議にて議論されているが、拡大反対派と拡大賛成派の対立が続いている。米国、カナダ、豪州等は、地理的表示はTRIPS協定第22条レベルの保護で十分であるとして、追加的保護の対象産品の拡大に反対している。これに対し、EU、スイス、インド等は、ワイン・スピリッツ以外の産品への地理的表示の保護は不十分で、拡大は消費者保護を促進するとして拡大に賛成している。このように加盟国間の間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

< ii) TRIPS と CBD の関係 >

1. 議論の背景

1993年に発効したCBD（生物多様性条約）には知的財産に関する規定が含まれており、これら規定とTRIPS協定の関係について、2001年11月のドーハ閣僚宣言（パラグラフ12(b)及び19）において検討を行うことが合意された。

その後TRIPS理事会を中心に検討が行われ、2005年12月の香港閣僚宣言においては、協議プロセスを加速し、一般理事会は、進展を検討して、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること（パラグラフ39）とされていた。

2. 現在の概況

2006年には、TRIPS理事会、WTO事務局次長主催の協議の場において議論が行われたが、遺伝資源等の出所や原産国、遺伝資源等の利用に係る事前の同意、及び公正かつ衡平な利益配分の証拠につき、特許出願中に開示を義務づけるためTRIPS協定を改正するよう求めるイン

ド、ブラジル、ペルー等の諸国（2006年6月にブラジル等の共同提案とノルウェー提案の2つのTRIPS協定改正提案が提出された）と、TRIPS協定とCBDは抵触なく相互補完的に履行可能であり、CBDの目的を達成するに当たってTRIPS協定の改正は不要とする我が国、米国等の間で意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

VI. 環境

1. 議論の背景

1994年4月のマラケシュ閣僚会議においては、貿易政策と環境政策を相互に支持的なものとする等とを目的として、WTOに貿易と環境に関する委員会（CTE）を設置すること、①WTO協定と環境目的の貿易措置（多国間環境協定（MEAs）に基づくものを含む）との関係、②WTO協定と以下の措置（環境目的の租税及び課徴金、強制規格、任意規格、パッケージング、ラベリング、リサイクリング等の産品に関する環境目的のための要件）との関係、③WTO協定と多国間環境協定の紛争処理機能との関係等、計10項目を具体的検討項目とすること等が決議された。

その後、2001年11月のドーハ閣僚会議においては、EUが、①WTO協定とMEAsとの関係の明確化、②WTO協定と環境ラベリングとの関係の明確化、③科学的根拠が不十分な場合の危険性評価・管理の3論点について交渉化を求めた。しかしながら、大多数の国は貿易と環境の交渉化自体には反対で、前記10項目についての検討継続を支持していたため、閣僚宣言では、妥協的解決として、限定された分野での交渉の立ち上げ（パラグラフ31：(i)WTO協定とMEAs上の特定の貿易上の義務（STO：Specific Trade Obligation）との関係、(ii)

MEAs事務局とWTO委員会との情報交換等、(iii)環境物品及びサービスについての市場アクセス改善等の3項目を貿易と環境委員会特別会合（CTESS）で検討）と、第5回閣僚会議（カンクン）における交渉可能性を残した検討の継続（パラグラフ32：(i)環境上の措置が途上国との関係での市場アクセスに関する影響、(ii)TRIPS協定、(iii)環境ラベリング）が盛り込まれた。

2003年9月の第5回カンクン閣僚会議においては、上記パラ32のいずれの項目も交渉化されず、カンクン後、2004年4月の会合から実質的な議論が再開された。

2004年8月の一般理事会決定（枠組合意）では、CTESSにおいて、環境物品としての品目特定を行い、一方、NAMAにおいては、実際の関税引き下げ、撤廃について検討することが盛り込まれた。2005年12月の香港閣僚宣言では、パラ31(i)及び(ii)については、「作業の進捗を認識する」との記述し（宣言パラ31）、パラ31(iii)については、「速やかに作業を完了させる」方針が確認された（宣言パラ32）。

2. 現在の概況

パラ31(i)（WTO協定とMEAsの関係）については、我が国、EU等が、WTOルールとMEAsの関係の概念的な整理（トップダウン・アプローチ）を主張、それ以外の各国（米、豪、途上国等）は、限られた個々のMEAsの条文とWTOルールとの関係の判別（ボトムアップ・アプローチ）を主張するとともに、米豪は国内における貿易担当・環境担当機関の連携により問題解決が可能として、CTESSにおける国内経験の共有を重視している。2007年のCTESSにおいては、MEAsの交渉及び実施にあたっての国内調整や、貿易担当・環境担当機関の連携に関する国内経験の共有、MEAsの

専門知識の紛争処理における活用について、それまでの議論を整理するべく議論が継続された。

パラ31(ii)(WTOとMEAとの情報交換、オブザーバ資格付与基準)については、各国とも各事務局間の情報交換の重要性は認識しつつも、近年は議論が停滞していた。しかし、2006年5月にEUが、2007年2月には米国がそれぞれ提案を行ったことから、現在はこれら提案に基づき検討が行われている。

パラ31(iii)(環境関連物品等の関税及び非関税障壁の削減)については、2002年の「貿易と環境委員会」における交渉開始以降、我が国をはじめ、米国、EU、カナダ、豪州、NZ、スイス、韓国等先進国が、関税削減・撤廃の対象とすべき環境物品のリストを提案し、2007年5月には、我が国、カナダ、EU、韓国、NZ、ノルウェー、台湾、スイス及び米国の9か国で作成した共同物品リストを提案した。これに対して、インド、南ア、ブラジル等を中心とする途上国は、マルチな取り決めとしての環境物品リスト作成(いわゆる「リスト・アプローチ」)につきまとう「デュアル・ユース」の問題(環境目的以外にも使用可能な物品がリストに含まれること)が解消されていないと主張し、個別具体的な環境保全・改善プロジェクトに使用される物品にのみ用途別免税を適用する方式(いわゆる「プロジェクト・アプローチ」)が望ましいとの従来からの主張を行った。なお、2007年9月には、ブラジルが、リスト・アプローチでなく二国間交渉(リクエスト&オファー方式)に委ねるべきであり、バイオ燃料を対象とすべきとの提案を行った。また、2007年11月には、米国が、地球温暖化対策の一環として、エネルギー効率を高める製品やサービスにかかる関税等の貿易障壁の撤廃をドーハ・ラウンドで交渉するようEUと共同で提案した。

VII. 貿易円滑化

1. 議論の背景

貿易円滑化は、税関手続を含む貿易に関する手続を簡素化することにより、物流が迅速化され、貿易関連コストが下がり、途上国への投資が進み、行政側も事務の効率が図れる等、途上国・先進国、民間・行政等、全ての貿易関係者にメリットをもたらすものと考えられている。

WTOにおける貿易円滑化交渉では、GATT第5条(通過の自由)、第8条(輸入及び輸出に関する手数料及び手続)及び第10条(貿易規則の公表及び施行)の関連する側面を明確化して改善することにより、通過貨物を含む物品の移動、国内引取り、貿易手続を更に簡素化・迅速化することや、この分野における技術支援及びキャパシティー・ビルディングのための支援を強化すること等を目的としている。貿易円滑化は、1996年にシンガポールにて開催された第2回閣僚会議での合意に基づき、シンガポール・イシュー(投資、競争、政府調達の高透明性、貿易円滑化の4分野を指す)の一分野として物品貿易理事会において議論が行われていた。2001年のドーハにおける第4回閣僚会議及び2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議では、シンガポール・イシューは一部の途上国の強い反対により交渉開始は先送りされたが、2004年7月に行われた一般理事会において、シンガポール・イシューのうち、貿易円滑化については交渉開始が合意され、それ以外の3分野については今次ラウンドでは「交渉に向けた作業」は行わないことが合意された。

交渉開始が合意された貿易円滑化については、2004年7月、枠組合意附属書Dに基づき、同年10月に行われた一般理事会において、貿易円滑化交渉グループの議長として、ヌール在ジュネーブ・マレーシア大使が選出された。同

年11月に開催された第1回交渉会合では、今後の交渉の進め方に係る「作業計画」が決定され、それ以降4週間から6週間に一度のペースで交渉会合が開催されてきた。

交渉では、貿易円滑化関連のGATT条文（第5条、第8条、第10条）の明確化・改善、及び開発途上国への配慮（S&D（特別かつ異なる待遇）や技術支援、キャパシティー・ビルディング等）に関する各国からの提案に基づき議論が行われ、2005年7月の一般理事会では、議長の問題でこれまでの進捗状況及びS&Dや技術支援の重要性について言及した報告が作成された。

2005年12月の香港閣僚会議では、貿易円滑化交渉グループ報告に示された勧告が承認され、採択された閣僚宣言において、貿易円滑化に関してこれまで各国から提案された各種措置が列挙されたほか、香港閣僚会議後速やかに条文に基づく交渉に移行する必要性、技術支援やキャパシティー・ビルディング、途上国に対するS&Dの重要性等が盛り込まれた。

2. 現在の概況

2006年2月に行われた一般理事会において、貿易円滑化交渉グループの新議長としてミラー在ジュネーブ・香港常駐代表が選出され、他の分野同様、年内の期限までに交渉を終結させるべく交渉がおこなわれた（ラミー事務局長が示した作業計画では2006年7月までに最初の全体テキストを作成し貿易交渉委員会へ報告することとなっていた）。同年2月より、各貿易円滑化措置に関するテキストのもととなる提案（第2世代提案）に基づく交渉が、同年5月からは、各貿易円滑化措置に関する条文ベース提案（第3世代提案）が提出され、7月中の全体テキスト策定に向けた議論が行われていたが、一部途上国の反対もあり、貿易円滑化に係わる

独立したテキストは作成されなかった。その後同年の7月末の貿易交渉委員会において、ラウンド交渉の中断がラミー事務局長により発表され、ラウンド交渉の一部として貿易円滑化交渉も中断した。しかし、2006年11月にハノイで開催されたAPEC首脳・閣僚会議において、各国首脳からラウンド交渉を再開すべきとの声相次ぎ、ラウンド交渉の再開を求めるAPEC首脳の独立文書が発出された。直後に開催された貿易交渉委員会では、各交渉グループ議長の下で実務レベルの議論を進めることが合意されたことを受けて、実務レベルによる非公式協議が開催されることになり、ジュネーブにてミラー議長主催による非公式協議が行われた（2006年12月12日及び2007年1月30日）。

2007年1月27日にダボスで開催されたWTO非公式閣僚会議において、交渉を本格的に再開すべきことについて各国の認識が一致し、同月31日に開催された非公式貿易交渉委員会において、中断していたラウンド交渉が本格的に再開されることとなった。

2007年2月7日に開催された一般理事会では、貿易円滑化交渉グループの新議長としてユート在ジュネーブ・グアテマラ大使が就任した。交渉の形式については、これまで同様、メンバー主導により、全ての加盟国が参加する形で行われている。

また、同11月の交渉会合以降、加盟国からの提案をWTO事務局が取りまとめた編集文書に基づき、貿易円滑化協定の策定を目指して、条文ベースの交渉（ドラフティング）が行われている。

我が国は、GATT条文の明確化・改善に関する提案及びその改訂案を提出し、貿易円滑化のメリットについて途上国の啓蒙を目的としたセミナーやワークショップを開催する等、貿易円滑化交渉に貢献しており、今後も引き続き積

極的に交渉に関与していく予定である。

VIII. 紛争解決手続

1. 議論の背景

紛争解決に関する了解（DSU）の見直しは、ドーハ・ラウンドとは別の交渉マンデートに基づき開始されたものであるが、現在はラウンド交渉と歩調を合わせつつ、紛争解決機関（DSB）特別会合において行われている。

本交渉は、1994年のマラケシュ閣僚会議における決定により、1998年中に見直しを完了することとされていたが、当該見直しについては、1998年12月の一般理事会の決定により1999年7月末まで期限を延長したものの、議論が収斂せず、同期限も徒過する結果となった。しかしその後も見直し作業は関心国の非公式協議という形で事実上続けられ、2000年の一般理事会にDSU改正共同提案が提出されたが、主要国である米国やEUは共同提案国に入っていないことから、議論は進まなかった。更に、2001年のドーハ閣僚会議の直前、我が国、カナダ、ノルウェー等14か国が、シークエンス（手続き上の順序付け）の明確化（「紛争の敗訴国が紛争解決機関（DSB）の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること）や時間的枠組みの短縮（協議期間等の短縮）等を盛り込んだ共同提案を提出、ドーハ閣僚会議における同提案の採択を目指したが、結局、ドーハにおいては、閣僚宣言パラ30において、DSUの改善と明確化につき新たな交渉マンデートを与え、交渉妥結の期限を一括受諾の枠外として2003年5月に設定すること等につき決定したに止まった。

第4回ドーハ閣僚会議後の交渉は、2002年

4月以降ほぼ毎月のペースで会合が開催され、2003年に入ってから具体的な改正条文ベースでの議論が行われたが、各国から多種多様な野心的提案が相次いだため、期限である2003年5月までに交渉はまとまらず、交渉期間の1年延長を決定。2004年5月、カナダ、ノルウェーを中心とした7か国が、比較的コンセンサスが得られやすい論点（シークエンス、対抗措置の解除手続等）に絞り込んだ提案を行ったことによって、停滞していた議論が再開したものの、期限には交渉は決着せず、7月の一般理事会で採択された枠組み合意において更なる交渉の継続が確認された。

上記一般理事会以降、上記7か国ペーパーを叩き台とした議論が行われる中で、EU、米国及び我が国も提案を行うなど議論が活性化、2005年にはラウンドの動きに合わせて、12月の香港閣僚会議までに昨年以降各国から寄せられた改正提案を盛り込んだドラフト・テキストを取りまとめる方向で作業が行われた。しかし、2005年9月に交渉議長が本国に帰国（議長職は継続）するなどして作業が停滞した結果、香港までにドラフト・テキストをとりまとめることはできなかった。香港閣僚宣言においては、本交渉について「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された（宣言パラグラフ34）。

2. 現在の概況

2006年は、7月のラウンド交渉中断の影響を受け、本交渉も作業が停止していたが、12月以降は関係主要国による少数会合が再開され、2007年に入ってからDSB特別会合における作業も再開された。

本交渉に関する主要国の立場は、以下のとおりである。

(1) 米国

当事国によるガバナンスの向上を指向。具体的には、2003年7月に、パネル手続や意見書の公開等の透明性強化提案を行ったほか、同年12月にはチリと共同で、上級委員会への中間報告手続（最終報告を送付する前の中間報告を当事国に送付する手続。パネル手続には有り）の導入や、当事国の合意に基づく報告書の一部削除・不採択等、報告書の内容について当事国のコントロールを可能にし、パネル・上級委報告の拘束力を弱めるような手続を提案。その後、2005年6月及び10月にも、上記2003年提案をふまえた「透明性」及び「当事国コントロール」に関する提案を行った。

(2) EU

紛争解決手続の司法化を指向。上記我が国等の14か国共同提案の一部と共通する事項に加え、パネルの常設化や差し戻し審の導入（上級委がパネルの事実認定の欠如により法的判断ができなかった場合、当該部分をパネルに差し戻し、事実認定をやり直しさせる制度）等を提案。その他にも、対抗措置を採る前に代償交渉を義務化させる案、カルーセル条項（対抗措置品目の入れ替え）の禁止等を提案した。また2005年に入ってから「対抗措置の解除にかかる手続」及び「シークエンス」について我が国と共同提案を行った。

(3) G7（アルゼンチン、ブラジル、インド、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー）

2004年5月に上記した共同提案を提出して以来、日米EUに対抗する形で連携を強化。2005年2月には「第三国参加国の権利の拡大」に関する共同提案を提出。

(4) 途上国

2003年にはアフリカグループ、インド等グループ、LDCグループ、中国等からも提案が

行われた。その内容は、協議・サブミッション提出期限の時間枠組みの延長等比較的理解が得られやすいと思われるものから、紛争手続の利用にあたっての金銭的な援助や、対先進国での執行力の強化提案（集团的な対抗措置・金銭賠償を可能にする案）など過度な途上国配慮を求めるものまで多岐にわたる。2006年6月にはインド、キューバ及びマレーシアが途上国への特別かつ異なる待遇に関する提案を行ったが、その後これら途上国提案はほとんど議論されていない。

(5) 我が国

紛争解決手続の司法化を指向する点でEUと方向性が一致しており、2005年には「対抗措置の解除にかかる手続」及び「シークエンス」に関する提案を共同で提出するなど協力を強化している。

IX. 開発をめぐる問題

1. 議論の背景

今次ドーハ・ラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」という正式名称にもあるとおり、開発がその中心的課題に位置付けられており、また、2004年9月の第5回カンクン閣僚会議の前年から途上国の存在感が増して来たこともあって、途上国の開発問題への対応が交渉の行方を左右する要因の一つとなっている。開発に関し、具体的な検討・作業項目としてドーハ閣僚宣言において合意されているのは、実施問題、S&D（特別かつ異なる待遇）、キャパシティ・ビルディング、貿易と債務・金融に関する問題、貿易と技術移転の問題、小規模経済国の貿易への配慮、LDCへの対応、である。このほか、先に述べた各交渉分野においても、途上国への配慮が大きな論点となっている。

2005年12月の香港閣僚会議においても途上

国の開発問題は大きな論点となったが、途上国支援、とりわけLDC支援の必要性につき全加盟国間で認識が共有され、以下の成果が得られた。

①後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDCが強く求めていた、全てのLDCの全産品に対する無税無枠の供与については、以下のとおり合意された（香港閣僚宣言附属書F）。

- 全てのLDCの全産品に対して、持続的方法によって、2008年もしくは遅くとも（ドーハ・アジェンダ合意の）実施期間の始まりまでに無税無枠を供与。
- 現時点で供与に困難を有する国は、2008年もしくは遅くとも（ドーハ・ラウンド合意の）実施期間の始まりまでに少なくとも97%の産品に対し、無税無枠を供与。更に、上記の義務を漸進的に達成。

②「貿易のための援助」等

閣僚宣言において「貿易のための援助」（詳細は後述）の重要性が確認され、事務局長の下に設置される作業部会が、2006年7月までに「貿易のための援助」を実施する方法に関する勧告を行うこととなった。その他、小規模経済国への配慮、S&D（特別かつ異なる待遇：詳細は後述）、実施問題（詳細は後述）についてもその重要性が確認され、更なる作業を継続することとなった。

③途上国開発支援策（開発パッケージ）

香港閣僚会議で開発に大きな焦点が当たったことを受け、途上国が貿易自由化による利益をより多く享受できるよう、先進各国は自発的に貿易のための開発支援策（開発パッケージ）を次々に発表した。我が国は、他国に先駆けて、香港閣僚会議直前の2005年12月9日に小泉総理（当時）から、一村一品運動の経験等を生かした途上国の輸出能力向上支援を含む「開発イニシアティブ」を発表し、途上国から高い評価

を得た。我が国のほか、米国及びEUの開発パッケージの内容は以下のとおり。

- 我が国：2005年7月のグレンイーグルズでのG8サミットに向けて発表した開発支援策の一環として、今後3年間に、貿易・生産・流通インフラ関連で、合計100億ドルの資金協力をを行い、また、この分野での技術協力として合計1万人の専門家派遣・研修員受入を行うことを目標とする。この「開発イニシアティブ」を通じて、途上国からの貿易の「生産」、「流通・販売」、「購入」という3つの局面において、「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」にわたって支援を行う。具体的には、我が国発の「一村一品」運動の経験等を活かした輸出能力向上支援やLDC産品の市場アクセスの原則として無税無枠化等が含まれている。
- 米国：2010年までに貿易関連支援のため年間27億ドルの水準までを拠出を増加させる。
- EU：2010年までに貿易関連支援のため年間10億ユーロまで拠出を増加させる。

2. 各論

(1) 我が国が実施している主な途上国開発支援策（開発パッケージ）の現状

我が国は、「開発イニシアティブ」の発表後、世界各地の途上国にある我が国大使館に有望産品・優良案件の発掘について指示を発出し、各国において「開発イニシアティブ」の実施に着手した。また、貿易面の措置としては、特に以下の取り組みを開始している。

①後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDCの輸出拡大や経済発展を支援する観点から、一定のLDC産品について限度枠を設けずに関税無税で我が国への輸入を認める、LDC向け無税無枠措置を実施している。

LDC 産品の市場アクセスを原則無税無枠化することを表明した「開発イニシアティブ」(2005年12月)や、WTO 香港閣僚宣言(同)におけるコミットメントに基づき、2007年度よりLDC無税無枠措置の対象品目割合を現行の約86%から約98%に拡大している。

②国際版「一村一品」運動

2006年2月から、経済産業省が中心となり、途上国の産品の紹介を通じて途上国の商品開発・輸出力向上に対する支援を行うために、国際版「一村一品」キャンペーンを展開している。

具体的には、JETRO等との共催により、国内主要空港(現在は成田国際空港、関西国際空港及び羽田空港の3空港)に途上国の有望産品を我が国の消費者に紹介するための展示・販売コーナーを設置するほか、JETROをはじめとする関係団体と協力しながら、各種イベント(メコン展(2006年2月)、FOODEX JAPAN(2006年3月)、太平洋諸島展(2006年5月)、アフリカン・フェア(2006年9月))や途上国の人材を育成するための研修事業(一村一品推進研修(2006年8月:海外技術者研修協会(AOTS)主催))等を開催している。

(2) 実施問題、S&D、キャパシティ・ビルディング、貿易のための援助及びIF(統合フレームワーク)を巡る議論の状況

< i) 実施問題 >

実施問題とは、既存WTO協定上の義務履行が困難であるため、義務の緩和・免除等を途上国が求めている問題である。

この問題は、1999年のシアトルでの第3回閣僚会議の際、インド等の途上国が先進国主導での新ラウンド立ち上げを阻止しようとして提起したものである。具体的には、WTO協定上の義務履行を途上国については更に遅らせる、

より途上国を優遇させるよう既存の協定の改正をする等、実に101項目の要望から構成されていた。

2001年11月のドーハでの第4回閣僚会議においては、ドーハ閣僚宣言本体に加え、「実施の問題に関する決定」という別立ての合意文書が成立し、ドーハに持ち越された101項目の要望のうち、42項目が一定の解決に至った。他方、ドーハ閣僚宣言でも、「実施の問題に関する決定」でも取り扱われなかった「未解決の実施問題」(59項目)のうち34項目(農業、AD等)は各交渉会合で検討し、2004年末(ドーハ閣僚宣言で設定されたドーハ開発アジェンダの交渉期限)までに結論を出すことになった。2003年6月、ドーハ開発アジェンダに引き継がれた59項目のうち、交渉項目とならなかった25項目(地理的表示(GI)拡大を含む(「V.TRIPS、ii) 地理的表示」参照))については、今後の進め方に関し、スパチャイ事務局長(当時)から提案がなされたが、インド、ケニア等が各項目の交渉化を求めて受け入れを拒否し、また、「地理的表示(GI)拡大」の交渉化を目指すEU等もこれに同調した。その後、現在に至るまで議論は進展していない。2005年の香港閣僚宣言では、全ての未解決の実施問題について協議を加速化することとされたが、現在のところ意見の収斂は見られていない。

< ii) S&D(特別かつ異なる待遇)問題 >

S&Dとは、Special and Differential Treatment(特別かつ異なる待遇)の略で、現行WTO協定内に存在する途上国への特別な配慮に関する規定を指す。

これまで合意された各種協定の中には、途上国への配慮という観点から種々のS&D規定が設けられているが、途上国からはこれらの規定が十分に機能していないことから、より実効性

を持たせるために強化すべきとの主張がなされていた。

2001年ドーナ閣僚会議の閣僚宣言において、WTO協定の「全ての特別のかつ異なる措置の規定が、強化され、より詳細で効果的かつ実施に適したものにするために見直されること」が合意され、S&Dに関する交渉が開始された。これを受けて、開発途上国から88項目の個別協定に関する提案が提出され、貿易と開発委員会（CTD）特別会合及び関連交渉会合・関連委員会において議論が行われてきた。2003年5月にカスティーヨ一般理事会議長は88項目の提案を3つのカテゴリー^(注1)に分類する旨提案し、その後、カテゴリー。を中心に議論を進め、28項目についてはほぼ合意に達していたが、2003年9月のカンクン閣僚会議での決裂に伴い議論が頓挫した。2004年2月、イズマイル南アフリカ代表がCTDの新議長に指名され、28項目の扱いを含めS&Dの議論を前進させる方法等につき検討を再開、その後、度々集中的に議論が行われたが、結局合意に至らなかった。

(注1) カスティーヨ提案の3つのカテゴリー分類（合計88項目）

- ・カテゴリーⅠ：合意済み又は合意に近いと思われる項目（38項目）
- ・カテゴリーⅡ：交渉中の分野に関する提案又は関連委員会等で検討中の項目（38項目）
- ・カテゴリーⅢ：合意困難と考えられる項目（12項目）

2005年5月からは、CTD特別会合において「LDCに関する個別の5提案(LDC5提案)^(注2)」を集中的に議論が行われた。LDCとその他の関係国との立場の溝がなかなか埋まらなかったが、香港閣僚会議で途上国支援、とりわけLDC支援が重要であるとの認識が全加盟国間

で共有され、ようやく合意に至った。

(注2) LDC5提案

- ・提案23：LDCに対する義務の免除
- ・提案36：無税無枠の市場アクセス、原産地規則、資金・技術支援
- ・提案38：LDCが開発、財政、貿易上の必要性和致しない義務、譲許を要求されないことの確認等
- ・提案84：TRIMs協定（貿易に関連する投資措置に関する協定）の適用免除
- ・提案88：LDCが開発上の必要性等や能力と合致した義務のみを負うことの確認、資金・技術支援

香港閣僚会議後は、CTD特別会合のガフル議長（シンガポール大使）及びソフィスティアン新議長（タイ大使）の方針に従い、残り16提案のうち、所謂カテゴリー。の7つの個別提案^(注3)に加えカテゴリー。の1つを中心に議論されているが、現在のところ合意は得られていない。

(注3) 7つの個別提案

※88項目からCTD特別会合以外場で議論されているカテゴリーⅡ（38項目）、カンクンで合意した28項目（うち1項目はカテゴリーⅡに属する）。LDC5提案及び繊維協定関係の提案2項目を引いた16項目のうち、カテゴリー。に属する6つの提案及びカテゴリー。に属する1つの提案を指している。

- ・提案13：経済開発計画を実施するに当たってのWTO協定義務の緩和
- ・提案24、25：途上国のSPS（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）義務の免除
- ・提案28、29、30：輸入許可手続に関する途上国配慮
- ・提案79：途上国のSPS（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）義務の免除

< iii > キャパシティ・ビルディング

キャパシティ・ビルディングとは、研修、セミナー等様々な形で途上国の WTO 履行能力や交渉能力の向上を図るとともに、WTO 協定実施のための国内体制整備の支援を行うことである。

従来、途上国に対する「技術支援」(technical assistance) の一環として WTO 協定に関するキャパシティ・ビルディングが行われていたが、1999年のシアトル第3回閣僚会議の失敗を契機として、より一層その重要性が強調されるようになった。すなわち、シアトルで途上国は、既存のウルグアイ・ラウンド合意すら実施する能力が不足しているため新たなラウンドによる義務の増加には対応できないとの立場をとったことから、こうした途上国への対応を行うことの重要性が認識され、途上国のラウンド参加を促進するための WTO 関連のキャパシティ・ビルディングが有効な手法であると考えられるようになった。その結果、2000年以降、先進国は途上国に対する WTO 関連のキャパシティ・ビルディングをより一層精力的に実施することとなった。

WTO においては、技術支援／キャパシティ・ビルディングに関し、以下のような取り組みが行われている。

－毎年度、WTO 事務局が技術協力計画を作成し、技術協力基金 (GTF)^(注1) を使って各種の技術支援／キャパシティ・ビルディングを実施。

－ジュネーブ及び地域セミナー・ワークショップ、貿易政策クリニック^(注2) の他、他の国際機関と連携した IF (統合フレームワーク：詳細は後述) ・JITAP^(注3) のスキームを通じて技術支援／キャパシティ・ビルディングを実施。

(注1) 技術協力基金 (GTF) :

2002年1月ムーア事務局長(当時)がWTOキャパビルのための基金を設立。各国から拠出が行われたっており、我が国からは、2002年度から2007年度にかけて約553万スイスフランを拠出。

(注2) 貿易政策クリニックス :

各国のニーズに応じて、様々な段階で貿易政策のキャパビルを実施。

(注3) 共同統合技術支援プログラム (JITAP) :

WTO、UNCTAD、ITCによる対アフリカ貿易関連共同イニシアティブ。人的資源開発、貿易自由化に対する国内法やインフラ整備のための技術支援を行う枠組み。

< iv > 貿易のための援助 (Aid for Trade) 及び統合フレームワーク (IF)

2005年12月の香港閣僚宣言においては、技術支援・キャパシティ・ビルディングにつき多くの分量が割かれ、その重要性が指摘された。とりわけ、世銀・IMFが提示した「貿易のための援助 (Aid for Trade)」、更には、そのうちのLDC支援の枠組である統合フレームワーク (IF) 等が、それぞれ、閣僚宣言の中で独立した項目として記されており、その実行の重要性が強調されている。

(1) 貿易のための援助 (Aid for Trade)

「貿易のための援助」^(注) については、2006年2月に作業部会が設置され、2006年7月に報告書がとりまとめられた。「貿易のための援助」は2006年7月の交渉中断の対象外として取り組みが継続され、2006年10月には一般理事会で同報告書が採択された。

2007年11月には、同報告書を踏まえ、WTO事務局からの具体的提案を受け、グローバル・レビュー会合が開催された。

本会合では、主に先進国側からは、途上国側の援助政策において貿易を主流化、すなわち、貿易によって開発を進めることを基本方針とし

て打ち出すべきである、という考え方、また、被援助国のオーナーシップの重要性についての指摘があった。他方、主に途上国側からは、援助の追加性、すなわち、どの程度AFTに関する援助が実際に積み増されるのか検証すべきである、といった考え方が示され、また、AFTが如何に行われているか推移を確認するモニタリングの重要性、人材育成の必要性が指摘された。

本会合では今後のステップとして以下が提言された。

—地域レビュー会合を通じてなされた次の提言を実施

- ・各国・地域の課題、優先分野を特定
- ・受益国、地域としての行動計画を特定
- ・地域におけるAFTのネットワークを形成
- ・実施に向けたロードマップを設定

—2008年前半におけるAFTのモニタリング／評価に関するシンポジウムの開催、AFTの実施に向けての専門家レベルでの会合の開催、更に官民協力の推進やデータベースの整備等を、次回のグローバル・レビュー会合に向けて進めていく。

なお、グローバル・レビュー会合に至るまでに、WTO貿易と開発委員会（CTD）の他、関連する国際機関・フォーラム、特にOECDにおけるAFTのモニタリングに関する議論、その他、世銀、IMF、国連、IF（統合フレームワーク）といった場における議論に加え、ラ米・カリブ海地域、アジア・太平洋地域、アフリカ地域において地域レビュー会合が開催された。

（注）「貿易のための援助」（Aid for Trade）：途上国が十分に貿易の利益を享受するために克服することが必要な課題（情報、制度、インフラ、人材等における制約）を解消することを目的とした包括的な援助の構想。WTOの他、

世銀、IMF、OECD、国連等の場でも議論が行われている。具体的には、①LDCを含む途上国が供給サイドの制約を克服し、国際市場への参入を可能とするための支援、及び②貿易自由化に伴う調整コストの問題への対応を可能とするための支援を行うことを目標としている。

（2）統合フレームワーク（IF）

「貿易のための援助」の一環として重要性が強調されているIF^{（注1）}については、2005年11月に設立したIF強化タスクフォースにおいてIFの強化が議論され、2006年7月に同タスクフォースの勧告案^{（注2）}がIF運営委員会において承認されている。

同勧告を踏まえ、2006年秋より、IF移行チームにおいて、その下で3つのクラスター（資金、実施問題、マネジメント）ごとに議論が行われ、2007年5月のIF運営委員会においてIF移行チームの提言（追加的で予測可能性の高いリソースの確保、現地実施プロセスの強化、ガバナンスの強化等）が承認され、9月のストックホルムにおけるハイレベル拠出会合において、強化されたIF（EIF）への移行が指示された。

（注1）IF：Integrated Framework（統合フレームワーク）の略称。WTO、UNCTAD、ITC、UNDP、IMF、世銀の6つの国際機関が共同でLDCの供給サイドの制約等を調査し、当該LDCが多角的貿易体制に統合していくための政策提言やキャパシティー・ビルディングを行うもの。

（注2）IF強化タスクフォースからの勧告の主な内容

①対象・実施

基金の再編、貿易診断調査の改善、IFの対象範囲はLDC。

②ガバナンス、全体管理、事務管理

独立した権限をもった事務局をWTO事

事務局内に置かれる。運営委員会が任命する事務局最高責任者（CEO）が率いる。事務局は信託基金の財務管理を行う。

③モニタリングと評価

モニタリング及び評価システムの改善。
独立監査人を任命。

④基金

経費見積もりとしては、5年間、実施経費及び事務局経費を含めた経費として約4億ドルとの額が示されている。3～5年間の多数年度を対象とする基金の提示。